

四日市市母子保健法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 0 日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第 2 6 号

四日市市母子保健法施行細則等の一部を改正する規則

(四日市市母子保健法施行細則の一部改正)

第 1 条 四日市市母子保健法施行細則 (平成 2 0 年四日市市規則第 5 0 号) の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(養育医療の給付申請)</p> <p>第 2 条 省令第 9 条第 1 項の規定による申請 (第 4 条に規定する申請を除く。) は、養育医療給付申請書 (新規・継続) (第 1 号様式) に次の各号に掲げる書類を添付して、申請を行うものとする。</p> <p>(1) 及び (2) (略)</p> <p>(3) (略)</p>	<p>(養育医療の給付申請)</p> <p>第 2 条 省令第 9 条第 1 項の規定による申請 (第 4 条に規定する申請を除く。) は、養育医療給付申請書 (新規・継続) (第 1 号様式) に次の各号に掲げる書類を添付して、申請を行うものとする。</p> <p>(1) 及び (2) (略)</p> <p>(3) <u>医療保険各法 (健康保険法 (大正 1 1 年法律第 7 0 号)、船員保険法 (昭和 1 4 年法律第 7 3 号)、私立学校教職員共済法 (昭和 2 8 年法律第 2 4 5 号)、国家公務員共済組合法 (昭和 3 3 年法律第 1 2 8 号)、国民健康保険法 (昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号) 又は地方公務員等共済組合法 (昭和 3 7 年法律第 1 5 2 号) をいう。以下同じ。)</u>に係る未熟児の被扶養者証等 (当該未熟児が当該医療保険各法の被扶養者等である場合に限る。)</p> <p>(4) (略)</p>

改正後

別表（第9条関係）

(略)

備考

1 から 3 まで (略)

4 徴収月額決定の特例

(1) (略)

(2) 入院期間が、1月未満のものについては、徴収基準月額又は加算月額につき、さらに日割計算によって決定する。(ただし、D15階層を除く。)

基準月額×その月の入院期間/その月の実日数

(3) 及び (4) (略)

5 から 9 まで (略)

改正前

別表（第9条関係）

(略)

備考

1 から 3 まで (略)

4 徴収月額決定の特例

(1) (略)

(2) 入院期間が、1月未満のものについては、徴収基準月額又は加算月額につき、さらに日割計算によって決定する。(ただし、D14階層を除く。)

基準月額×その月の入院期間/その月の実日数

(3) 及び (4) (略)

5 から 9 まで (略)

第1号様式を次のように改める。

## 養育医療給付申請書 (新規・継続)

本 人	ふりがな 氏名		男・女	生年月日	年 月 日
	居住地				
扶 養 者	氏名		本人との続柄		
	居住地	※本人と同じ場合は記入不要	個人番号		
医 療 保 険 各 法 に よ る 記 号 及 び 番 号			保険者の名称		
			保険者の番号		
希望する指定 養育医療機関の 名称及び所在地					
摘 要					

下記の項目について同意し、養育医療意見書及び関係書類を添えて上記のとおり養育医療の給付を申請します。

申請者住所 (郵便番号 )

四日市市

ふりがな

申請者氏名

申請者生年月日 年 月 日

(本人との続柄 )

(電話番号 )

年 月 日

四日市市長

1. この事業に関し必要な、市で保管する住民記録情報、税情報、加入医療保険情報、その他受給可否の決定に必要な情報について、市長が利用することに同意します。
2. ご提出いただいた申請書のお子さんの基本情報 (氏名・生年月日・出生時体重・性別・住所・電話番号) 及び養育医療意見書 (症状の概要・診療予定期間・現在受けている医療、病状の経過) に係る個人情報を、母子保健法第19条に基づき、子ども家庭センターが早期に訪問指導サービスを提供する目的で、利用することについて同意します。

<福祉医療費助成対象の方のみ>

3. 給付額が確定しましたら、子ども手当・医療給付課が下記の内容を福祉医療費助成給付のため利用することに同意します。  
(養育医療給付申請書・診療月・総医療点数・入院日数・公費請求額・総食事金額・食事公費請求額・食事日数・医療機関名・自己負担額)

※同意いただいた情報は四日市市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき、適正な管理を行います。

記入者本人確認	受付者
---------	-----

(四日市市母子保健法施行細則の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 四日市市母子保健法施行細則の一部を改正する規則(令和7年四日市市規則第93号)の一部を次のように改正する。

第4号様式の1及び第4号様式の2を次のように改める。

第4号様式の1（第3条関係）

養 育 医 療 券				(病院・診療所用)	
公費負担者番号			受給者番号		
交付年月日					
医療保険各法による 記号及び番号					
保険者等の名称					
受 療 者	名前			性別	
	生年月日				
申 請 者	名前				
	生年月日				
	続柄				
	住所				
指定養育医療機関					
本券の有効期間					
<p>上記のとおり決定する</p> <p>年 月 日</p> <p>四日市市長</p>					

第4号様式の2（第3条関係）

養 育 医 療 券				(薬局用)	
公費負担者番号			交付年月日		
受給者番号			交付番号		
医療保険各法による 記号及び番号			保険者の 名称		
受 療 者		氏 名			
		生年月日			
申 請 者		氏 名			
		生年月日		受療者との 続柄	
		住 所			
指定養育医 療 機 関	薬 局	名 称			
		所 在 地			
	病 院・ 診 療 所	名 称			
		所 在 地			
本券の有効期間					
<p>上記のとおり決定する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">四日市市長</p>					

## 附 則

### (施行期日等)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第1条中別表備考の規定及び第2条の規定は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の四日市市母子保健法施行細則別表備考の規定は、令和2年4月1日から適用する。

(こども未来部こども手当・医療給付課)